

加東市 週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領【土木工事等】

目的

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。

より多くの建設会社が必要性を認識し、休日を拡大する雰囲気を醸成していくことを目的に、本市発注の土木工事等において、週休2日の取組を導入する。

I 週休2日制度

1 対象工事

- (1) 土木工事（諸経費体系が一般公共、機械設備、下水道機械設備、電気設備、下水道電気設備）
- (2) 農業農村整備工事、森林整備保全工事
- (3) 上水道工事

※森林整備保全工事は「月単位の週休2日」、その他は「完全週休2日（土日）」で取組むことを基本とする。

<対象外工事>

- ① 点検・清掃・除草等の作業
- ② 災害に伴う緊急工事及び応急工事
- ③ 単価契約の工事
- ④ 現地作業が1週間に満たない工事
- ⑤ 設計金額が200万円以下の工事
- ⑥ 「公共建築工事積算基準を用いる建築工事、設備工事」※1
- ⑦ その他市長が対象外と認める工事

※1「加東市 週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領【建築工事等】」を適用する。

※2災害復旧工事や終日通行規制工事など、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事は、本制度の対象から外し、週休2日制度（交替制）により実施することができる。

2 実施方法

- ✓ 入札段階（入札公告、特記仕様書）で、週休2日制度の対象であることを明記する。（別添1-1参照）
- ✓ 受注者は契約後、現場稼働中の工期〔工事着手前（現場測量等）、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の全ての土曜・日曜を現場閉所（以下「現場閉所」という。）する週休2日を反映した施工計画書を提出する。
- ✓ 発注者は適切な工期設定を行う。（全体工期のしわ寄せがないよう適正な工期を設定すること。）
- ✓ 発注者は受注者の工程管理に支障をきたさないように、以下の事項に努める。
 - ・受注者からの質疑等に対してワンデーレスポンス（1日または適切な期限内で対応すること）。
 - ・休暇取得日の前日などに週休2日の実施に支障が生じるような指示等を行わないように配慮
 - ・緊急時等やむを得ない場合を除き、計画された休日に作業が発生するような指示は行わない
- ✓ 受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。
- ✓ 受注者は、週休2日制度から週休2日制度（交替制）へ変更する場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。

3 労務費等の補正

当初予定価格に週休2日を達成した場合の補正係数を諸経費体系別に乗じるものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認し、条件に満たないものは、請負代金額を減額変更する。

経費等の補正及び減額変更については、下記に定めるそれぞれの基準を準用する。

- ① 土木工事は、「週休2日制（土日現場閉所及び交替制）の経費補正における積算要領〔兵庫県土木部 積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）〕によるものとする。
- ② 農業農村整備工事は、「週休2日制度等に関する補正係数と端数処理について〔兵庫県農林水産部農地整備課〕」によるものとする。
- ③ 森林整備保全工事は、「週休2日制の経費補正における積算要領（森林整備保全事業）〔兵庫県農林水産部治山課〕」によるものとする。
- ④ 水道工事は、水道事業実務必携〔全国簡易水道協議会〕によるものとする。

※①②④の工事の当初予定価格は、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を諸経費体系別に乗じる。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額のうち補正分を現場閉所の達成状況に応じて減額変更する。また、月単位の週休2日に満たないものは、完全週休2日（土日）の補正係数を除し、請負代金額を減額変更する。

※③の森林保全工事の当初予定価格は、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各諸経費に乗じる。なお、現場閉所の達成状況が月単位の週休2日に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。また、通期の週休2日に満たないものは、月単位の週休2日の補正係数を除し、請負代金額を減額変更する。

※積算要領は適宜改定されるため、適用にあたっては、常に最新のものを参照すること。

※諸経費が見積りによる積算の場合は、見積り段階で週休2日による見積り徴収し、予定価格を作成すること。また、達成状況を確認し、満たない場合は、改めて見積り徴収を行い減額変更すること。

4 確認方法等

- ✓ 受注者は、毎月、監督員に翌月の現場閉所日を記載した「休日取得計画書（別紙1）」を提出する。
- ✓ 受注者は、現場閉所日の振替を行う場合、工事打合簿により、その理由と振り替える日を事前に監督員に連絡する。
- ✓ 受注者は、毎月、監督員に前月の現場閉所の状況を「休日取得実績報告書（別紙2）」により報告するとともに、「工事履行報告書（別紙3-1、又は別紙3-2）」を提出する。
- ✓ 監督員は、受注者から提出された「休日取得計画書（別紙1）」、「休日取得実績報告書（別紙2）」、「工事履行報告書（別紙3-1、又は別紙3-2）」等により工事現場の現場閉所を確認する。
- ✓ 土日に現場作業をしていなければ、現場閉所としてカウントする。
- ✓ 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土日に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土日の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日の場合には同一の週で振り替えること。
- ✓ 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。（日給の作業員の月収が減少する問題があるため。）
- ✓ 現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が現場閉所日に書類作成等の内勤業務、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

5 工事看板

週休2日制度対象工事の受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記すること。（別紙5-1参照）

Ⅱ. 週休2日制度（交替制）

1 対象工事

加東市が発注する工事のうち、「週休2日制度」による実施が困難な下記の工事を対象に「週休2日制度（交替制）」で取組む。

- ① 道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日）に作業が必要な工事
- ② 昼夜を問わず24時間体制で作業が必要となる工事
- ③ 現場条件や供用までの工期に制約があるなど現場閉所が困難と認められる工事
- ④ 災害復旧工事など社会的要請により休日確保が困難な工事

<対象外工事>

- ① 点検・清掃・除草等の作業
- ② 災害に伴う緊急工事及び応急工事
- ③ 単価契約の工事
- ④ 現地作業が1週間に満たない工事
- ⑤ 「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事※
- ⑥ 設計価格が200万円以下の工事
- ⑦ その他市長が対象外と認める工事

※「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事は「加東市 週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領【建築工事等】」を適用する。

2 実施方法

- ✓ 入札段階（入札公告、特記仕様書）で、週休2日制度（交替制）の対象であることを明記する。（別添1－2参照）
- ✓ 受注者は契約後、現場稼働中の工期〔工事着手前（現場測量等）、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕において技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載し、週休2日制度（交替制）を反映した施工計画書を提出する。
- ✓ 対象期間は、現場着手から工事完了日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。下請企業については施工体制台帳の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。なお、工事着手前（現場測量等）、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まれない。
- ✓ 発注者は適切な工期設定を行う（全体工期のしわ寄せがないよう適正な工期を設定すること。）とともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンス（1日または適切な期限で対応すること）に努める。
- ✓ 受注者は下請け企業に対し、週休2日制度（交替制）の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。
- ✓ 受注者は、週休2日制度（交替制）から週休2日制度へ変更することが可能な場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。

3 労務費等の補正

当初予定価格に週休2日交替制を達成した場合の補正係数を諸経費体系別に乘じるものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、条件に満たないものは、請負代金額を減額変更する。

経費等の補正及び減額変更については、下記に定めるそれぞれの基準を準用する。

- ① 土木工事は、「週休2日制（土日現場閉所及び交替制（月単位））の経費補正における積算要領〔兵庫県土木部 積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）〕」によるものとする。
- ② 農業農村整備工事は、「週休2日制度等に関する補正係数と端数処理について〔兵庫県農林水産部農地整備課〕」によるものとする。
- ③ 森林整備保全工事は、「週休2日制の経費補正における積算要領（森林整備保全事業）〔兵庫県農林水産部治山課〕」によるものとする。
- ④ 水道工事は、水道事業実務必携〔全国簡易水道協議会〕によるものとする。

※①②④の工事の当初予定価格に完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を諸経費体系別に乘じるものとする。なお、達成状況を確認後、完全週休2日交替制に満たないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更し、請負代金額を達成状況に応じて減額変更する。また、月単位の週休2日交替制に満たないものは、完全週休2日交替制の補正係数を除し、請負代金額を減額変更する。

※③の森林保全工事の当初予定価格は、月単位の週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各諸経費に乘じる。なお、現場閉所の達成状況が月単位の週休2日交替制に満たないものは、通期の週休2日交替制の補正係数に変更し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。また、通期の週休2日交替制に満たないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数を除し、請負代金額を減額変更する。

※積算要領は適宜改定されるため、適用にあたっては、常に最新のものを参照すること。

※諸経費が見積りによる積算の場合は、見積り段階で週休2日制度（交替制）による見積り徴収し、予定価格を作成すること。また、達成状況を確認し、満たない場合は、改めて見積り徴収を行い減額変更すること。

4 確認方法等

- ✓ 受注者は、監督員に毎月、翌月の技術者及び技能労働者の休日が確認できる「休日確保計画書（別紙4-1）」を提出するとともに、実施した月の翌月初めに、その結果が確認できる「休日確保状況報告書（別紙4-2）」を作成し、監督員へ報告する。
- ✓ 悪天候等の理由により現場が休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。
- ✓ 受注者の作業員や下請け企業が週休日に他の現場に従事することを制限しない。（日給の作業員の月収が減少する問題があるため。）
- ✓ 現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が週休日に書類作成等の内勤業務、他の現場に従事することを制限しない。ただし、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

5 工事看板

週休2日制度（交替制）対象工事の受注者は、週休2日制度（交替制）対象工事であることを、工事看板に明記すること。（別紙5-2参照）

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する

【参考：用語の定義】

(1) 完全週休2日（土日）

対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

(2) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土日の現場閉所で28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。

※降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める。

(3) 通期の週休2日

対象期間内において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

※降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める。

(4) 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。（月を跨ぐ場合も含む）

(5) 月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

※降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含める。

(6) 通期の週休2日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

※降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める。

(7) 対象期間

現場着手日^{※1}から工事完了日^{※2}までの期間。なお、年末年始期間^{※3}、夏季休暇期間^{※4}、工場製造のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間、施設運営上のやむを得ない事情や緊急対応ものの期間など）は含まない。

※1 現場着手日・・・現場施工に着手した日（現場に継続的に常駐した最初の日）をいう。その前の期間は準備期間とみなし、対象期間に含めない。

※2 工事完了日・・・後片付けも含め、工事目的物の施工に係る現場作業が完了した日をいう。

※3 年末年始期間・・・国土交通省は年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）としているが、年末年始を含む受注者が休止している期間をいう。

※4 夏季休暇期間・・・国土交通省は夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）としているが、夏季の受注者が休止している期間をいう。

(8) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検、通行規制による交通誘導等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して一切の現場作業を実施しない状態をいう。また、降雨、降雪など天候等の事情による予定外の閉所日についても現場閉所に含めるものとする。

(9) 現場作業

建設作業、資材搬入搬出、仮設作業、測量、立会等（安全施設の保安作業、事務所内での事務作業を除く）とする。なお、書類作成等の内勤業務は現場作業に該当しないものとする。

I 週休2日制度

(1)入札公告における記載例

本工事は、原則週休2日(土曜・日曜)を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(2)特記仕様書の記載例(※記載例は土木工事の場合であり、その他工事は記載例を参考に作成すること)

第〇条 本工事は、原則週休2日(土曜・日曜)を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。(受注者は契約後、週休2日を反映した施工計画書を提出する。) 建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。

- 2 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日(同一週内での週休2日)または月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えること。
- 3 毎月、監督員に翌月の現場閉所日を記載した「休日取得計画書(別紙1)」を提出すること。
- 4 現場閉所日の振替を行う場合、工事打合簿により、その理由と振り替える日を事前に監督員に連絡すること。
- 5 毎月、監督員に前月の現場閉所の状況を「休日取得実績報告書(別紙2)」により報告すること。
- 6 現場稼働中の工期[工事着手前(現場測量等)、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く]において現場閉所の週休2日(完全週休2日(土日)または月単位の週休2日)の達成状況(平日振替日*を含む)の確認のため、受注者は「工事履行報告書(別紙3-1)」を提出すること。
- 7 労務費等の補正については、当初予定価格に完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が完全週休2日(土日)に満たないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更する。また、月単位の週休2日に満たないものは、完全週休2日の補正係数を除し、請負代金額を減額変更する。
- 8 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等(監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐)が休日に書類作成等の内勤業務や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。
- 9 受注者は、週休2日制度から週休2日制度(交替制)へ変更する場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。
- 10 下請企業に対し、週休2日の取組みにあたり、必要な事項について協力を求めること。
- 11 受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記すること。(別紙5-1)

《週休2日制度の達成状況》

現場閉所日数(平日振替日を含む)を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。

<労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正>

(例)一般公共の場合

	補正係数	
	土日現場閉所	
	完全週休2日	月単位
労務費	※「週休2日制(土日現場閉所及び交替制(月単位))の経費補正における積算要領」に基づき、該当工種の補正係数を記載する。	
機械経費(賃料)		
共通仮設費率		
現場管理費率		

II. 週休2日制度(交替制)

(1)入札公告における記載例

本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら原則週休2日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度(交替制)」の対象工事である。

(2)特記仕様書の記載例

第〇条 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら原則週休2日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度(交替制)」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。(受注者は契約後、週休2日を反映した施工計画書を提出する。)建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。

- 2 悪天候等の理由により現場が休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。
- 3 受注者は、監督員に毎月、翌月の技術者及び技能労働者の休日が確認できる「休日確保計画書(別紙4-1)」を提出するとともに、実施した月の翌月初めに、その結果が確認できる「休日確保状況報告書(別紙4-2)」を作成し、監督員へ報告する。
- 4 労務費等の補正については、当初予定価格に完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、週休2日制度(交替制)の達成状況が完全週休2日交替制に満たないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更する。また、月単位の週休2日交替制に満たないものは、完全週休2日交替制の補正係数を除し、請負代金額を減額変更する。
- 5 週休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等(監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐)が週休日に書類作成等の内勤業務や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。
- 6 受注者は、週休2日制度(交替制)から週休2日制度へ変更することが可能な場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。
- 7 受注者は、下請企業に対し、週休2日(交替制)の取組みにあたり、必要な事項について協力を求めること。
- 8 受注者は、週休2日制度(交替制)対象工事であることを、工事看板に明記すること。(別紙5-2)

《週休2日制度(交替制)の達成状況》

対象期間*内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が全ての週で 28.5%(2日/7日)または、全ての月で 28.5%(8日/28日)以上の場合。当該週または当該月における対象期間の週休日数を現場稼働中の対象期間の日数で除し、少数点以下第2位を四捨五入する。

※対象期間とは、現場着手から工事完了日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。下請企業については施工体制台帳の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。なお、工事着手前(現場測量等)、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まれない。

<労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正>

(例)一般公共の場合

	補正係数	
	交替制	
	完全週休2日	月単位
労務費	※「週休2日制(土日現場閉所及び交替制(月単位))の経費補正における積算要領」に基づき、該当工種の補正係数を記載する。	
機械経費(賃料)		
共通仮設費率		
現場管理費率		

休日取得計画書

(あて先)総括監督員

工事名: _____

受注者: _____

月

提出日 令和 年 月 日

日	曜日	休日取得 計画	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
合計			

(注)

- 下記の期間は週休2日の対象期間から除く(備考欄に「対象期間外」と記載する)
年末年始休暇期間、夏季休暇期間、一時中止期間、工場製作期間
- 月末までに翌月の計画書を総括監督員に提出する

休日取得計画書

(あて先)総括監督員

工事名:〇〇工事

受注者:△△建設株

10月

提出日 令和〇年 9月 4日

日	曜日	休日取得計画	備考
1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		
7	水		
8	木		準備期間 (カウントしない)
9	金		
10	土		
11	日		
12	月		(現場着手日)
13	火		最初の休日取得計画書には現場着手日を必ず記載すること。 ※現場完成日は最後の休日取得計画書で記載する
14	水		
15	木		
16	金		
17	土	○	
18	日	○	
19	月		
20	火		
21	水		
22	木		
23	金		現場閉所は土日の基本とする 祝日や雨天による休工は現場閉所にカウントしない
24	土	○	
25	日	○	
26	月		
27	火		
28	水		
29	木		
30	金		
31	土	○	
合計		5	

(注)

- 下記の期間は週休2日の対象期間から除く(備考欄に「対象期間外」と記載する)
年末年始休暇期間、夏季休暇期間、一時中止期間、工場製作期間
- 月末までに翌月の計画書を総括監督員に提出する

休日取得実績報告書

(あて先)総括監督員

工事名: _____

受注者: _____

月

提出日 令和 年 月 日

日	曜日	休日取得計画	休日取得実績	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計				

- (注)
- 1 休日取得計画欄には前回提出した休日取得計画日に「○」を記入する
 - 2 休日取得実績欄には実際に休日を取得した日に「○」を記入する
 - 3 下記の期間は週休2日の対象期間から除く（備考欄に「対象期間外」と記載する）
年末年始休暇期間、夏季休暇期間、一時中止期間、工場製作期間
 - 4 休日を振替えた場合は、備考欄に「○日の振替日」と記載する

休日取得実績報告書

(あて先)総括監督員

工事名:〇〇工事

受注者:△△建設株

12月

提出日 令和〇年 1月 5日

日	曜日	休日取得計画	休日取得実績	備考
1	火			
2	水			
3	木			
4	金			
5	土	○	○	
6	日	○	○	
7	月			
8	火			
9	水			
10	木			
11	金			
12	土	○		
13	日	○	○	
14	月		○	12日の振替日
15	火			作業工程上の理由等で土日に作業を行った場合は、平日に振替える (工事打合簿等で事前に連絡)
16	水			
17	木			
18	金			
19	土	○	○	
20	日	○	○	
21	月			
22	火			
23	水			
24	木			
25	金			
26	土	○	○	
27	日	○	○	年末年始休暇期間
28	月			
29	火			対象期間外
30	水			対象期間外
31	木			対象期間外
合計		8	8	

(注)

- 1 休日取得計画欄には前回提出した休日取得計画日に「○」を記入する
- 2 休日取得実績欄には実際に休日を取得した日に「○」を記入する
- 3 下記の期間は週休2日の対象期間から除く(備考欄に「対象期間外」と記載する)
年末年始休暇期間、夏季休暇期間、一時中止期間、工場製作期間
- 4 休日を振替えた場合は、備考欄に「○日の振替日」と記載する

工 事 履 行 報 告 書

工事名								
工期	～							
日付	(月分)							
月別	予定工程 % ()内は工程 変更後	実施工程 %	休日数 ^{※1}				完全週休2日 達成状況 ^{※4} 達成(O) 未達成(X)	備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C) ^{※2}	休日計 (D) ^{※3} =B+C		
計			ΣA			ΣD		
(休日取得率)			ΣD/ΣA=〇〇%					
(記事欄)								

※1 休日数は、現場稼働中[工事着手前(現場測量等)、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く]の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日(同一週内での週休2日)、または月単位の週休2日が認められる状態になるように振り替えること。週の定義は月曜日から日曜日までとする。

※2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとし、上限は2日とする。

※3 (D)の日数は、(D) ≤ (A)となる。

総括 監督員		主任 監督員	現場 技術員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

工事履行報告書

工事名								
工期	～							
日付	(月分)							
月別	予定工程 % ()内は工程 変更後	実施工程 %	休日数 ^{※1}				休日計 (D) ^{※3} =B+C	備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C) ^{※2}			
計			ΣA				ΣD	
(休日取得率)			ΣD/ΣA=〇〇%					
(記事欄)								

※1 休日数は、現場稼働中[工事着手前(現場測量等)、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く]の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

※2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとし、上限は2日とする。

※3 (D)の日数は、(D) ≤ (A)となる。

総括 監督員		主任 監督員	現場 技術員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

<週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例>



<週休2日制度(交替制)対象工事であることを明記する工事看板例>

